

政府の 物価高対応子育て応援手当 のご案内

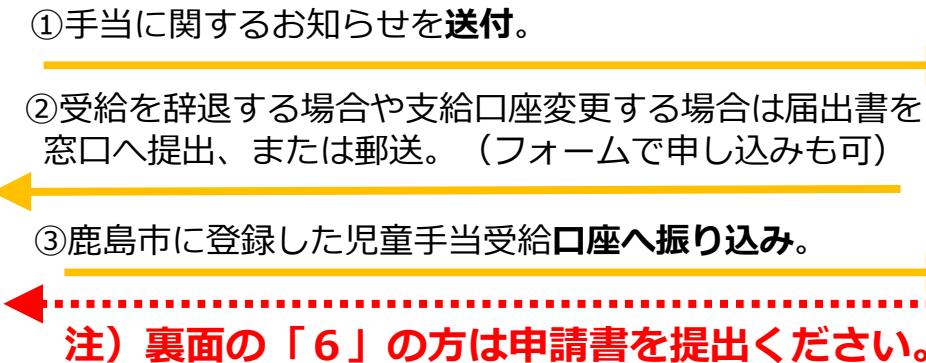
対象児童1人につき2万円を1回限りで支給します！

■はじめに・・申請は必要ですか？

原則、**申請は不要**です。

注) 申請が必要な方は裏面「6」をご覧ください。

手当受給を拒否する場合や振込先口座を変更する場合のみ、届出書を窓口へ提出または郵送が必要です。（裏面の鹿島市のホームページにある専用フォームでの手続きも可能）



1. うちの子は、対象になるの？【対象児童】

平成19年4月2日～令和8年3月31日生まれの児童

2. だれがもらえるの？【支給対象者】

対象児童を養育している**児童手当受給者**の方

3. いくらもらえるの？【支給額】

対象児童1人につき**2万円**（1回限り）です。

4. いつもらえるの？【支給時期】

鹿島市では3月から順次支給を開始します。

入金の確認ができなかった場合は裏面記載の窓口までお問い合わせください。

注) 裏面「6」の方については申請が必要なため、支給時期が異なります。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

5. どんな方法でもらえるの？【支給方法】

（1）児童手当受給者

鹿島市に届けられた、児童手当の指定口座に振り込みます。

（2）申請を行った保護者（「6」の対象者）

申請書で指定した口座に振り込みます。

注）口座が解約・変更等により振込みができない場合は支給されませんので、令和8年6月末までに必ず下記の窓口にご連絡ください。

6. 申請が必要になるのは、どんな場合？

次に記載する方は申請が原則必要です。申請書を提出してください。

- ・令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の保護者
- ・所属庁から児童手当を受給している公務員（下記「公務員の方へ」を参照）
- ・10月1日以降に離婚（離婚調停中等も含む）により児童手当の申請が必要になった保護者

7. こんなときはどうなるの？

■引つ越した場合はどうなりますか？

9月分（令和7年9月に出生した児童については10月分）の児童手当を支給した市町村（特別区含む）から、児童手当受給口座もしくは届出書により届け出た口座に振り込まれます。ご不明な点があれば、前述の引越前の市町村にお問い合わせください。

■DV被害により、こどもとともに避難していますが、どうなりますか？

避難先の市町村で児童手当の受給者変更の手続きを行っている場合は、今回の手当の支給を受けることができますので、お早めに避難先の市町村にご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。

～公務員の方へ～

公務員の方は、まずは**所属庁に手続きについてご確認ください。**

お問い合わせ先（鹿島市）

鹿島市役所 福祉課

電話：0954（63）2119

受付時間：平日8:30～17:15

鹿島市のホームページ
ページ↓



お問い合わせ先（国）

こども家庭庁 コールセンター

電話：0120-252-071

（受付時間：平日9:00～18:00）



「物価高対応子育て応援手当」に関する

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに鹿島市から問い合わせを行うことがあります、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの**振り込みを求めるることは絶対にありません**。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに鹿島市役所福祉課又は最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。